

## 【法定代理人用】添付書類チェックリスト

### 1. 代理権確認書類

確認書類上の法定代理人の「氏名」「住所」の記載内容により、確認事項が異なります  
 氏名：個人／住所：個人→1～3確認     氏名：法人／住所：法人→1～4確認  
 氏名：個人／住所：法人→1～4確認     氏名：法人／住所：個人→1～4確認

#### ◆次に掲げるもののうち1点

- 戸籍謄本（発行から1年を経過していないもの）
- 登記事項証明書（発行から1年を経過していないもの）
- その他その資格を証明するもの（ ）

### ★認定申請の場合のみ★ 医療保険情報確認

#### ※介護保険要介護認定・要支援認定申請をされる場合のみ

医療保険被保険者証をご確認いただき、申請書の記入欄に医療保険情報をご記入ください。

### 2. 本人マイナンバー確認

- ・個人番号通知書は、本人マイナンバー確認書類としては利用できません。

#### ◆次に掲げるもののうち1点（添付が困難な場合は、保険者（箕面市）が職権で確認します）

- 個人番号（マイナンバー）カード
- マイナンバーの記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書
- マイナンバーの通知カード（記載事項（指名、住所等）に変更がない場合）

・各書類の有効期限にご注意ください。

### 3. 代理人身元確認

- ・住所変更をしている場合は、変更後の住所が記載されている面も必要です。

- ・個人番号通知書は、代理人身元確認書類としては利用できません。

#### ◆1点確認（次に掲げるもののうち1点）

- 個人番号（マイナンバー）カード ※通知カードは不可     介護支援専門員証（顔写真入り）
- 運転免許証     療育手帳     パスポート（住所ページも必要）
- 在留カード     特別永住者証明書     宅地建物取引士証     教習資格認定証
- 運転経歴証明書（交付日が平成24年4月1日以降のものに限ります）  
 （交付日から10年を経過しているものは、2点確認書類とします）
- 身体障害者手帳（交付日から10年を経過しているものは、2点確認書類とします）
- 精神障害者保健福祉手帳（顔写真付きでないものは、2点確認書類とします）
- 小型船舶操縦免許証     猟銃・空気銃所持許可証     電気工事士免状（第一種）

#### ◆2点確認（1点確認の書類がない場合は、次に掲げるものから2点でも可）

- 介護保険の被保険者証     介護保険負担割合証     医療受給者証
- 各種年金証書（写しとする場合は必ず基礎年金番号部分を隠した状態でコピーしてください）
- 健康保険の資格認定証（＊注：写しとする場合は必ず被保険者の記号・番号等の部分を隠した状態でコピーしてください）
- 箕面市から送付している書類（納税通知書、生活保護受給者証等）※1種1点のみ。同種のもの2点は不可
- 児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書     母子健康手帳     国、地方公共団体の職員証
- 船員手帳     海技免状     戰傷病者手帳     電気工事士免状（第一種以外）
- 無線従事者免許証     認定電気工事従事者認定証     特殊電気工事資格者認定証
- 耐空検査員の証     航空従事者技能証明書     運航管理者技能検定合格証明書
- 動力車操縦者運転免許証     警備業法に規定する合格証明書
- 官公署が発行し、顔写真、氏名、生年月日又は住所が載っている資格証明書

※以下の提示は1点のみ可能。以下のもののみで2点の提示は不可。

- 預金通帳・キャッシュカード（写しとする場合は必ず口座番号を隠した状態でコピーしてください）
- 国又は地方公共団体の機関以外が発行した身分証明書（学生証、社員証等）
- 公共料金の通知書（本人名義のものに限る）

### 4. 代理人身元確認（法定代理人の住所が法人の場合）

- ◆3. までに加え、当該法人との関係を証する書類（いずれか一点）    ※名刺は不可。
  - 法人名・法人住所・氏名などが併記され、代理人が当該法人に属していることが分かる身分証※
  - 在籍証明書

※法人名・法人住所・氏名などが併記され、代理人が当該法人に属していることが分かる身分証参考例



※「代行申請」ではなく、ご本人が記載した認定申請書を預かり、「使者」として提出する場合の添付書類は、「1 本人身元確認書類」と「2 マイナンバー確認書類」となります。

※「使者」として提出される場合は、マイナンバーが見えないよう封筒などに入れて提出をお願いします。